

高齢者が安心して暮らせるまちへ 介護保険に関するお知らせ



問い合わせ 介護保険課 ☎229-3149 FAX 229-3334

令和6年度の介護保険料

介護保険料の納入通知書を送付

令和6年度の介護保険料は、7月中旬に納入通知書によりお知らせします。なお、65歳以上の人の介護保険料(年額)は、今年度の市民税課税状況や合計所得金額などにより、13段階となっています。詳しくは納入通知書、または市ホームページでご確認ください。

介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。安心してサービスを利用できるようご理解をお願いします。

「特別徴収」の仮徴収額を調整

4月・6月・8月の保険料額は仮徴収額として既に通知していますが、各月の保険料額が年間を通してできるだけ均等になるように、8月の特別徴収(年金から差し引く保険料)を調整し、納付額の平準化を図ります。

これにより「令和6年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)」の今年度8月の保険料額が、既に通知している額と異なる場合があります。

食費・部屋代の負担軽減(介護保険負担限度額)

介護保険負担限度額の申請

介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)やショートステイを利用する人の食費・部屋代は、本人の自己負担になりますが、所定の要件を満たしている人(下表参照)は、申請により食費・部屋代の負担が軽減されます。※一定額以上の預貯金などの資産を持っている人は対象外

申請に必要なもの 負担限度額認定申請書、同意書、預貯金通帳の写しや有価証券の評価概算額が分かるものの写し(直近2カ月分、配偶者分も含む)、印鑑



※通帳を紛失して再発行した場合を含め、通帳を記帳していないと受け付けできないことがあります。

食費・部屋代の負担軽減対象者判定の流れ

